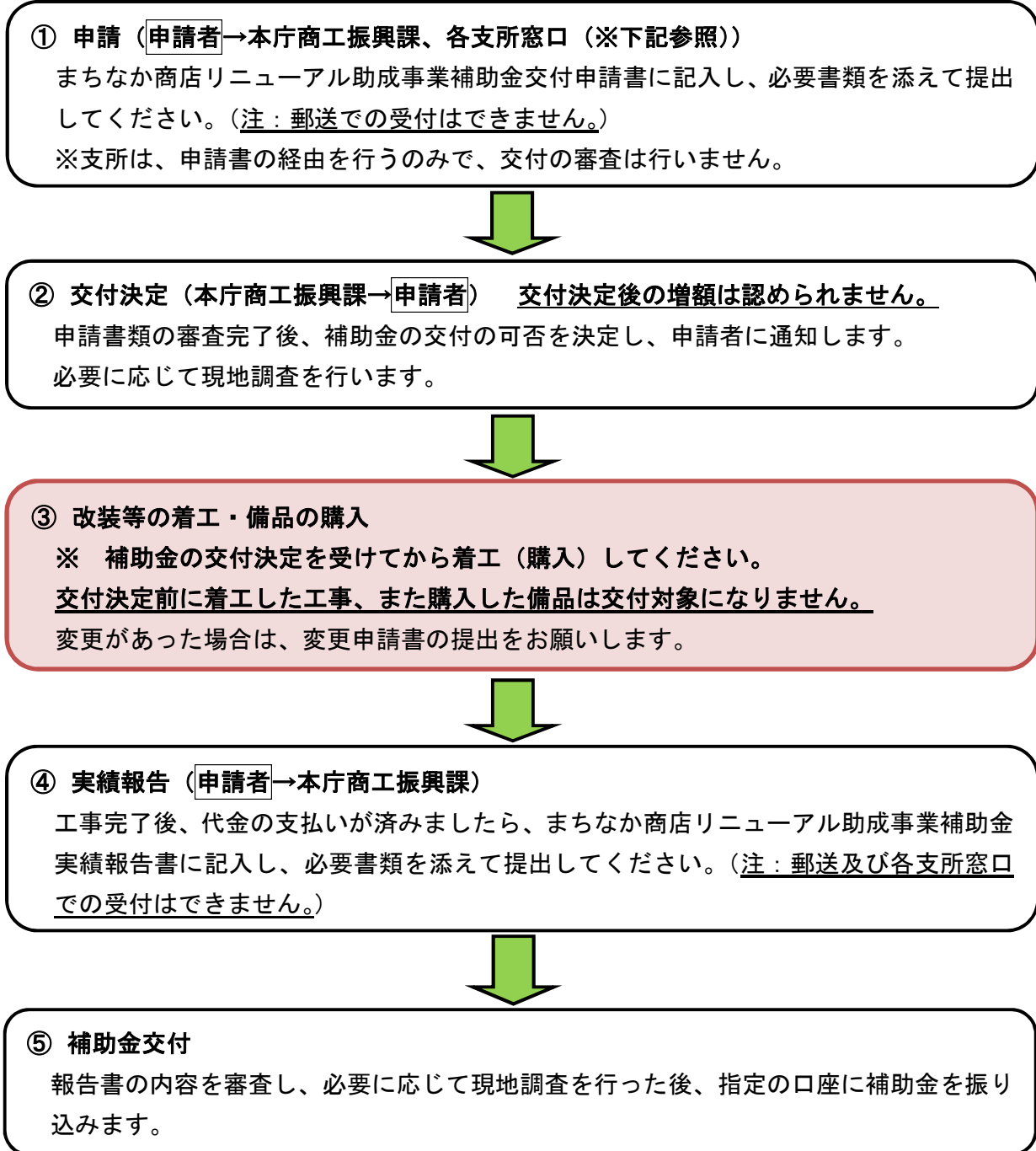


まちなか商店リニューアル補助金 ～申請から補助金の交付まで～

※受付は土、日、祝日を除く



☆問い合わせ先（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）☆

□ 本庁

〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1  
高崎市役所商工振興課商業振興担当（高崎市役所 13 階）  
直通 : 027-321-1256  
E-mail : [shoukou@city.takasaki.gunma.jp](mailto:shoukou@city.takasaki.gunma.jp)

□ 各支所（※申請の受け付けのみとなります。）

- ・倉渚支所地域振興課 (027-378-4522)
- ・箕郷支所産業課 (027-371-9065)
- ・群馬支所産業課 (027-373-2447)
- ・新町支所地域振興課 (0274-42-1235)
- ・榛名支所産業観光課 (027-374-6712)
- ・吉井支所産業課 (027-387-3134)

高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金の概要

高崎市は、商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人、又は営もうとする人が、「店舗等の改装」や「店舗等で専ら使用する備品の購入」を行うことに対し、その費用の2分の1を補助します。

項目	内容
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高崎市に住民登録がある個人や高崎市に法人開設届けを提出している法人で次のいずれかに該当する人                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 店舗等を自ら営業している人。</li> <li>② 店舗等を借りて営業している人。（※1）</li> <li>③ 店舗等を借りて営業を開始しようとしている人。（※1）</li> <li>④ 店舗等を所有している人。（※2）</li> <li>⑤ 高崎市に法人開設届けを提出しているチェーン店・フランチャイズ店。（※3）</li> </ul> </li> <li>●高崎市に住民登録がある個人や高崎市に法人開設届けを提出している法人で次のすべてに該当する人                             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 高崎市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号に該当していない人。</li> <li>② 食品衛生法や建築基準法等、関係法令に違反していない人。</li> <li>③ 市税の滞納がない人。</li> </ul> </li> </ul>
対象業種	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（理容業、美容業、クリーニング業等）などを営む来客型の店舗となります。</li> <li>ただし、次の場合は対象外となります。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,000㎡を超える店舗</li> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」）第2条第1項第1号から第8号のうち同法第3条第1項の許可を受けていない店舗</li> <li>・風営法第2条第1項第1号から第8号の営業のうち、床面積の合計が100㎡を超える店舗</li> <li>・風営法第2条第5項に掲げる「性風俗関連特殊営業」を営む店舗</li> </ul> </li> </ul>
対象工事等	市内の施工業者及び販売業者（※4）を利用し、店舗等を改善するための改装や、店舗等でもっぱら使用する備品の購入を対象とします。（別表参照）
補助金額	工事：20万円以上（税抜き）で、2分の1を補助します。 備品購入：購入金額の合計が10万円以上（税抜き）で、2分の1を補助します。（備品とは1品1万円以上のものをいいます。）
補助限度額	1店舗当たりの補助金は、上限が100万円で、1回限りとします。
その他	工事・備品の購入は、交付決定を受けてから行ってください。 他の補助制度の交付を受けた場合は、交付の対象となりません。 必要に応じて現地調査を行います。

※1）賃貸借契約書の写し及び工事を伴う場合は店舗所有者の同意書が必要です。

※2）賃貸借契約書の写しが必要です。

※3）市外に本店があるチェーン店・フランチャイズ店は対象外です。

※4）市内に住所を有し、対象の工事や備品の販売を営む事業者です。（見積書及び領収証を市内の住所表記で発行できること。）

別表

対象	工事の例
<p style="text-align: center;"><b>工 事</b> (市内業者による 施工であること)</p>	<p><b>【対象となる工事】</b>(店舗部分に限る)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 屋根の修復(張替え・防水など)</li> <li>② 床材・内壁・天井の張替え、内装の塗装など</li> <li>③ 襖・障子・網戸・畳の張替え</li> <li>④ 床・壁・窓・天井などの断熱に関するもの</li> <li>⑤ 外壁の塗り直し</li> <li>⑥ 扉の交換</li> <li>⑦ 窓ガラス・サッシの交換</li> <li>⑧ ドアの電動化</li> <li>⑨ 店舗間仕切りの変更</li> <li>⑩ 看板・オーニング(日よけ)の修復や設置</li> <li>⑪ 床・内壁・天井のクロス張替えや塗り替え</li> <li>⑫ 厨房の改修</li> <li>⑬ 給排水・衛生(換気を含む)設備に関するもの</li> <li>⑭ 給湯設備に関するもの</li> <li>⑮ 電気・ガスに関するもの</li> <li>⑯ エアコンの設置、その他空調に関するもの</li> <li>⑰ 客用の洗面・トイレの改修や水周りに関するもの</li> <li>⑱ (理・美容業)の客用椅子の取替え</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【対象とならない工事】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 車庫・物置き・倉庫等の設置</li> <li>② 事務所・工場などの改修・改築など</li> <li>③ 門扉・ブロック塀の設置や駐車場など</li> <li>④ 植樹・剪定などの植栽に関するもの</li> <li>⑤ 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの</li> <li>⑥ 外構工事及び屋外設備の設置</li> <li>⑦ 防犯用のカメラ及びライトの設置</li> <li>⑧ 清掃、シロアリの駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布・消臭・塗布・抗菌処理など</li> <li>⑨ 浄化槽の設置・修繕</li> <li>⑩ 工事費が特段、高価と認められるもの</li> <li>⑪ 店舗等で必要であると認められないもの</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p>

対象	備品の例
<p style="text-align: center;"><b>備 品</b> (市内業者から購 入すること)</p>	<p><b>【対象となる備品】</b>(税抜き1品1万円以上のもの)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 椅子、テーブル</li> <li>② カーテン、ブラインド</li> <li>③ 商品陳列棚(ショーケース)</li> <li>④ 業務用冷蔵庫・冷凍庫</li> <li>⑤ その他店舗等の改装等に伴い必要となる家具や電化製品</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p> <p><b>【対象とならない備品】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 消火器などの消防用品や各種防災用品</li> <li>② 店舗等で必要であると認められないもの</li> <li>③ 事務用品(コピー機、パソコン、FAX、ソフトウェア等)</li> <li>④ 家庭用電気機械器具(家電)</li> <li>⑤ 購入価格が特段、高価と認められるもの</li> </ol> <p style="text-align: right;">など</p> <p>※自らの店舗で商品となり得るものは、対象とならない場合がございます。</p>

申請に必要な書類等

- ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金交付申請にかかる誓約書(様式第2号)
- ・店舗等の賃貸借契約書の写しや店舗所有者の同意書、飲食営業許可証の写しや風俗営業許可証の写しなど
- ・工事費や備品購入費の見積書の写し(宛名は申請者名と一致するようにしてください)
- ・位置図(店舗の場所を示す住宅地図など)
- ・施工前の内外部、営業形態がわかる写真(カラー写真、A4用紙に印刷したものでも可)

実績報告に必要な書類等

- ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金実績報告書(様式第6号)
- ・高崎市まちなか商店リニューアル助成事業補助金請求書(様式第7号)
- ・領収書の写し(宛名は申請者名と一致するようにしてください。金額によっては収入印紙が必要になります)
- ・業者が発行する工事費や備品購入費を証する明細書(工事明細書、請求書等)
- ・写真(施工後の内部・外部の現状、営業形態が分かるもの。購入した備品など。新規に営業を開始する場合は、オープンしたことが確認できるもの。カラーで提出してください)
- ・通帳の写し(口座番号及び口座名義人の振り仮名が確認できるページ)

※業者が発行する書類(見積書、明細書、領収書等)には、業者の印が必要となります。  
 ※詳細は、商工振興課にお問い合わせください。